

令和5年度太陽光発電設備メンテナンス研修業務仕様書

第1 委託業務の名称

令和5年度太陽光発電設備メンテナンス研修業務

第2 委託期間

契約締結の日から令和6年3月1日（金）まで

第3 業務の趣旨及び目的

メンテン館単事業者の育成を通じて、太陽光発電関連産業の活性化と太陽光発電設備の長期安定的かつ適切な発電環境の整備を目指し、メンテナンス事業者に対する研修を実施するもの。

第4 業務内容

1 開催日

契約締結の日から令和6年3月1日までの間で、発注者と受注者が協議して決定した日

2 開催方法

原則対面での開催とすること。

3 開催場所

開催場所は下表のとおりとする。受注者の選定する発電設備は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）等関係法令に適合し、適正に整備された設備であること。また、座学研修の会場と実地研修の会場が異なる場合、その間の移動手段は、受注者が確保すること（座学研修をオンラインで開催する場合を除く。）。

座学研修開催場所	実地研修開催場所
交通の利便が良く、設備・備品の整備された会場を受注者が選定し準備すること	県内に所在する太陽光発電設備を受注者が選定し準備すること

4 対象者等

(1) 電気工事業関係者等50人程度

5 受講料等

(1) 研修の受講料は、参加者から徴収しないこと。

(2) 受講者の居住地または勤務地から研修会場までの交通費の支給は不要であること。

6 研修の内容と構成

(1) 内容

以下の内容を含むものとし、別途発注者の承認を得ること。

イ 座学研修（3時間程度）

(イ) 太陽光発電設備のメンテナンスの内容及びその必要性やメリット等、メンテナン

スに関する事項を包括的に習得できる内容とする。

(ロ) 参加者に新規参入を検討している事業者が含まれる場合には、説明者から事業参入のきっかけ、運用状況等について受講者に展開し、受講者が事業への新規参入を検討する際の参考となる内容を説明すること。なお、説明者は太陽光発電設備のメンテナンスを包括的に行っている事業者（「宮城県太陽光発電保守点検事業者データベース」に登録されている事業者が望ましい）とする。

(ハ) 新たに事業に携わる者又は実務経験の浅い者を主な対象として、住宅用及び事業用太陽光発電設備の保守点検等を実施するために必要な技術的知識（一般的な測定項目、測定機器、不具合発見時の対処方法等）や、保守点検等の関係法令等による位置づけ及びその必要性等について受講者が習得できる内容とする。

ロ 実地研修（1時間30分程度／設備の点検内容により決定するもの）

実際に太陽光発電設備を使用し、保守点検業務全体の流れや、発電量等の測定方法、最新の知見等、保守点検に関する技術を受講者が習得できる内容とする。

※雨天時等で設備に触れることが困難な場合は、可能な範囲で設備の見学を行うほか、DVDや写真等により、保守点検業務全体の流れやポイント等を解説すること。

ハ アンケート

(イ) 受講者に対して、研修内容に関するアンケートを実施し、結果のとりまとめを行うこと。

(ロ) アンケートの内容については、別途発注者の承認を得ること。

ニ 個別相談会（20分程度）

(イ) 参加申込の際に、太陽光発電設備のメンテナンスに関する質問事項を記入する欄を設けるなど、事前に質問事項を収集すること。なお、質問事項は発注者と共有すること。

(ロ) 回答は、研修当日、開催場所で、口頭等により行うこと。

(ハ) 時間は20分程度で実施することとし、相談会が円滑に行われるよう工夫すること。なお、事前に収集した相談の件数が多く、時間の延長が想定される場合は発注者と協議すること。

(ニ) 当日の流れについては、別途発注者の承認を得ること。

(2) 構成

下表を参考にして内容を構成することとし、別途発注者の承認を得ること。

座学研修	実地研修	その他
6 (1) イ (イ) メンテナンスに関する基礎講義	6 (1) ロ 受注者が選定した太陽光発電設備を用いたデモ点検・その他	6 (1) ハ アンケート
6 (1) イ (ロ) メンテナンス事業者から、事業参入のきっかけ等について展開 (必要に応じて)		6 (1) ニ 個別相談会
6 (1) イ (ハ) 保守点検等に関する技術的な講義		

(3) 研修時間

4時間50分程度の研修時間とし、適宜休憩を加えること。なお、移動時間は含まない。

(4) テキスト

- イ 座学研修は、6 (1) イ (イ) から (ハ) を網羅した内容のテキスト等を使用すること。
- ロ テキストは、「事業計画策定ガイドライン (太陽光発電)」等、国や政府関係機関が公表している資料に基づいた内容とすること。
- ハ 内容詳細は別途打合せを行い、発注者の承認を得ること。
- ニ 受注者は、テキストを受講者に配布すること。座学研修をオンラインで開催する場合には、郵送又は電子データの送付により、受講者へテキストを事前に配布すること。

(5) 講師の条件

- イ 太陽光発電設備の保守点検及び維持管理に関する研修を実施した経験・実績のある者で、指導者としてふさわしい知識・技術を有する者を講師として選定すること。
- ロ 講師の選定については、別途発注者の承認を得ること。

7 研修受講者の募集・申込受付

- (1) 研修の案内・周知の協力を依頼するため、県内の電気工事事業者で構成する団体等に対し説明を行うこと。団体への説明については、訪問またはWeb会議システムの活用により行うこと。
- (2) 当該団体への説明については、受注者が発注者と協議した上でスケジュール調整を行い、受注者が自ら作成した研修受講申込書等、概要が分かる資料を使用すること。また、使用する資料の内容についても、発注者と協議し、承認を得ること。
- (3) 上記の他、新規参入を検討している者の掘り起こしを行い、本研修への参加を促すこと。
- (4) (2) で作成した研修受講申込書により、研修受講の申込を受付け、申込者の管理を行うこと。申込の受付方法については、発注者と協議し、承認を得ること。

- 1 業務完了後は、速やかに業務完了報告書を提出すること。
- 2 業務完了報告書には、下記（１）～（５）の資料を添付するものとする。
 - （１）受講者の募集に際し作成した資料（研修受講申込書・概要資料など）
 - （２）申込者名簿・受講者名簿
 - （３）テキスト等研修資料
 - （４）アンケートにおける各受講者の回答及びとりまとめ結果
 - （５）その他発注者が必要と認める資料

第6 秘密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。なお、契約終了後も同様とする。

第7 その他

- 1 受注者は、研修の運営に必要な会場の設営等を行うこと。
- 2 受注者は、研修に必要な資機材の準備・調整を行うこと。
- 3 本業務について、契約書及びこの仕様書に明示されていない事項であっても、本業務の履行上、当然に必要となる事項については、受注者が責任を持って対応すること。
- 4 本業務の履行に当たり、疑義等が生じた場合には、発注者と協議の上、発注者の指示に従うこと。
- 5 委託により作成された成果品に関する全ての権利は県に帰属するものとし、県は、本業務の成果品を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。なお、成果品は、他者の所有権や著作権を侵すものでないこと。
- 6 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- 7 受注者は、本業務を一括して第三者に再委託してはならない。